

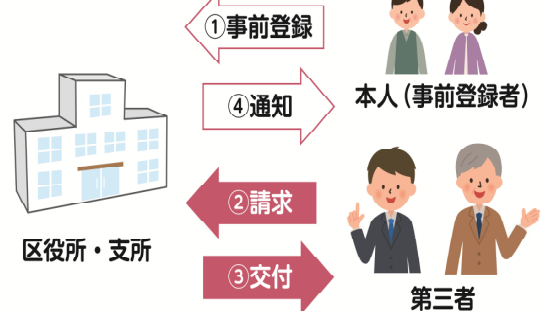
京都市本人通知制度のご案内

～住民票などを第三者に交付した場合に登録者にお知らせします～

1 本人通知制度とは

- この制度は、住民票や戸籍謄本等を本人以外の第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した事実を郵送でお知らせする制度です。
- 京都市では、住民票などの不正取得の防止を図ることなどを目的としてこの制度を実施します。

<制度の仕組み>



注意 住民票や戸籍謄本などは、本人以外の第三者でも法律上の要件を満たしている場合は取得することができます。本人通知制度は第三者からの請求を拒否したり、交付の可否に登録した人に確認する制度ではありません。

2 住民票などの第三者による請求とは

住民基本台帳法及び戸籍法により、本人以外の第三者についても、①自己の権利行使や義務履行のために住民票や戸籍の内容の確認が必要な場合、②国や地方公共団体に提出する必要がある場合、③その他正当な理由がある場合は、住民票や戸籍謄本などの証明書を請求することができます。

また、特定事務受任者^(*)についても、受任している事務の遂行に必要な場合は、各士業会が発行している職務上請求用紙により住民票などを請求することができます。

(*)特定事務受任者とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

第三者による請求については、請求者の本人確認や請求理由の確認を行うほか、請求理由を疎明する資料の提示を求めることなどにより適正な交付事務を行っています。

3 登録の手続

(1) 登録できる方

京都市に住民票がある方又は京都市に本籍がある方（除かれた人を含みます。）

(2) 必要書類

- ・事前登録申請書（区役所等にあり。ホームページからもダウンロードできます。）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証、住基カード、パスポート等）
- ・代理人が申請する場合は代理権限を明らかにする書類（委任状、戸籍謄本、登記事項証明書等）

(3) 登録受付場所

住民票については住所地、戸籍・附票については本籍地を管轄する区役所・支所の市民窓口課又は出張所（それぞれの区役所等への申請が必要です。）

※ やむを得ない理由により窓口で申請することができない場合は郵送による手続きもできます。この場合、(2)の必要書類に加えて登録完了通知書を返送するための返信用封筒（切手貼付）を同封して住所地及び本籍地の区役所等に申請してください。

4 通知の対象となる証明書及び請求とは

(1) 通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍謄本・抄本（戸籍全部事項証明・個人事項証明）
- ・戸籍記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し

※消除又は除かれたものも含まれます。

(2) 通知の対象となる請求

- ・本人等の代理人からの請求
- ・代理人以外の第三者からの請求

※本人等とは住民票の写しにおいては「本人又は本人と同一世帯に属する者」、戸籍謄抄本及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載されている者、又はその配偶者、直系尊属・卑属」をいいます。

※第三者とは本人等以外の個人、法人及び特定事務受任者をいいます。

※国や地方公共団体からの請求及び区長が特別の理由によると認められた請求は除きます。

5 通知の内容とは

(1) 通知の時期

原則として、証明書を交付した日から30日を経過する日以降に登録者本人宛に郵送で通知します。これは、訴訟の提起や債権保全など正当な理由に基づき請求する場合で、一定期間、相手方に知られることなく準備を行う必要があると考えられる権利を保護するためのものですので、ご理解ください。

(2) 通知の内容

- ・交付年月日
- ・証明書の種別
- ・交付通数
- ・請求種別（代理人請求、代理人以外の第三者請求（個人、法人、特定事務受任者））

※請求者の氏名や住所等の個人情報は記載されません。

(3) 個人情報開示請求

通知のあった交付請求について、京都市個人情報保護条例に基づき、交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示される内容は個人情報保護条例の規定の範囲内となり、法人の名称や特定事務受任者の氏名等以外の第三者に関する個人情報については非開示となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6 その他注意事項

- 登録は本人から廃止の届出があるまで有効です。ただし、登録者が死亡又は失踪宣告を受けた場合、海外に転出した場合、住民票が職権消除された場合、証明書の保存年限が経過した場合は登録を抹消します。
- 住所異動等により登録した内容に変更が生じた場合は、住民票の住所異動届とは別に、本制度の変更届が必要となります。変更届を行わなかったことにより通知書が返戻された場合は登録を抹消します。
- 本制度は、不正取得の防止及び住民票などが第三者に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする制度ですので、制度の趣旨を十分ご理解のうえ申請してください。

◆本制度の詳細等については、窓口職員又は右記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

京都市文化市民局地域自治推進室 TEL075-222-3085